

# 平成 29 年度 第 2 回 霧島市行政改革推進委員会

◇日 時：平成 29 年 7 月 11 日（火）  
午後 1 時 30 分～  
◇場 所：霧島市役所行政庁舎別館  
会議室 2-3（別館 2 階）

## <会次第>

### 1 開会

### 2 議事

- (1) 外部評価について
  - ・ 指定管理者制度導入事務
  - ・ 消費生活相談事業
- (2) 霧島市行政改革大綱素案について
- (3) その他

### 3 その他

### 4 閉会

#### 【資料一覧】

資料 1	事務事業振返りシート（指定管理者制度導入事務）	}	行政評価
資料 2	事務事業振返りシート（消費生活相談事業）		
資料 3	スケジュール（最新版）	}	行政改革大綱
資料 4	新旧大綱の構成（目次編）		
資料 5	新旧大綱の構成（取組項目編）		
資料 6	素案のポイント		

<b>1. 基本情報</b>		事務事業コード 0102010907020104		事務事業名	指定管理者制度導入事務	担当部	企画部
政策名	07	新たな行政経営によるまちづくり				担当課	企画政策課
施策名	02	信頼される行政経営の推進				担当課長	永山 正一郎
基本事業名	01	市の担うべき役割の重点化				グループ	行革推進グループ
予算科目	会計	一般会計	事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 H 18 年度～) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 ( ~ )			
	款	02 総務費	根拠法令・条例等	地方自治法、施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例			
	項	01 総務管理費	関連計画	特になし			
	目	09 企画調整費					
評価区分	標準評価	評価対象	1次評価				

**2. 事務事業の概要・目的・指標 <Do>**

**(1) 事務事業の概要** (具体的なやり方、手順、詳細を記述)  
 指定管理者制度の導入・運用などについて、制度全体の統括を行う。  
**【公募】**  
 ①年度末に施設所管課が公募施設を決定  
 ②8月に指定管理候補者選定委員会を開催 (応募者の中から指定管理候補者を決定する。その際に、各応募者の経営診断を税理士に委託)  
 ③12月議会の議決を経て指定管理者を指定  
**【モニタリング】**  
 ①各施設所管課による年度モニタリング (毎年度の振り返り) や、指定管理者総合評価 (指定期間中の総合的な振り返り) を実施  
 ※指定管理者制度…公の施設の管理に民間等の能力を活用し、住民サービス向上や経費削減等を図ること。

<b>① 活動指標</b> (事務事業の活動量)	単位	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度 (見込)	30年度 (見込)
ア 公募により指定する施設	施設	31	8	8	3
イ 直接指定する施設	施設	41	1	1	14
ウ					

**(2) 事務事業の目的**

<b>② 対象</b> (誰、何を対象にしているのか)	<b>③ 対象指標</b> (左記②対象の大きさを表す指標)	単位	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度 (見込)	30年度 (見込)
ア 公の施設	公の施設数(4月1日現在)	施設	755	749	746	745
イ						
ウ						

<b>④ 意図</b> (②対象をどうしたいのか)	<b>⑤ 成果指標</b> (左記④意図の達成度を表す指標)	単位	27年度 (実績)	28年度 (目標)	29年度 (目標)	30年度 (目標)
ア 経費節減を図る	年間削減効果額	千円	40,433	40,433	40,433	33,282
イ 市民サービスの向上を図る	利用者アンケートの満足、やや満足の割合 (公募施設・共通項目の平均)	%	60	63	64	67
ウ						

**(3) 上位の基本事業**

<b>⑥ 基本事業の意図</b> (さらにどのような成果に結びつくのか)	<b>⑦ 基本事業の成果指標</b> (左記⑥意図の達成度を表す指標)	単位	27年度 (実績)	28年度 (目標)	29年度 (目標)	30年度 (目標)
ア 行政の担うべき役割分担に基づき重点化される。	民間への委託等を行った施設の数 (指定管理者・累計)	施設	164	168	168	168
イ						
ウ						

**3. 事務事業の環境変化・市民意見等**

(法改正や事業を取り巻く環境変化、市民や議会などからの意見等)  
 ・指定管理候補者選定委員会の結果に対する疑義により、指定議案が否決されるケースがある。  
 ・平成28年3月24日監委第162号「公の施設の指定管理者の監査結果に関する報告について」のなかで「施設所管課が行う年度モニタリングについては、事業報告書(収支決算書)と指定管理者の会計帳簿や財務諸表等との精査が不十分な部分があったので、これらの関係書類の精査が徹底されるよう」との指摘があった。

**4. 事業費の推移**

事業費	単位	27年度 (決算)	28年度 (予算)	29年度 (予算)	30年度 (計画)
国庫支出金	千円	0	0	0	0
県支出金	千円	0	0	0	0
地方債	千円	0	0	0	0
その他	千円	0	0	0	0
一般財源	千円	337	311	186	324
事業費	千円	337	311	186	324

**5. 平成28年度の実績及び成果**

<b>(1) 平成28年度の実績(取組)</b> <取組内容を数値等により具体的に記載>	<b>(2) 平成28年度の成果</b> <左記の実績(取組)による成果を記載>
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度に公募した施設: 3区分8施設</li> <li>応募団体: 3団体</li> <li>指定管理候補者選定委員会開催 3回(8月から9月)</li> <li>第1回目: 公募施設の現地視察及び会の説明(平成28年8月22日)</li> <li>第2回目: 各応募者へのヒアリング(平成28年9月21日)</li> <li>第3回目: 指定管理候補者の選定(平成28年9月30日)</li> <li>外部委員4人×3回(現地視察、ヒアリング、選定)</li> <li>報償費 49,500円(4,500円×4人×2回)+(4,500円×3人×1回)</li> <li>費用弁償 13,949円(交通費)</li> <li>指定管理候補申請事業者経営分析業務委託 3社分 委託料 120,000円(1社当たり40,000円)</li> </ul>	牧園・横川地区し尿処理場、霧島緑の村、丸岡公園等の3区分8施設の公募を行い3団体から応募があった。指定管理者候補者の選定に当たり、各施設に精通した外部委員を始め、施設所管部課長等を委員とした選定委員会を開催したことにより、施設利用者及び施設所管部課等の意向を加味した指定管理者候補者を選定することができた。また、12月議会において、当該指定管理候補者が3区分8施設の指定管理者として指定された。

事務事業コード	0102010907020104	事務事業名	指定管理者制度導入事務	担当部	企画部
				担当課	企画政策課

6. 振返り <SEE(Check)>		理由
A 目的妥当性	① この事務事業の目的は、基本事業の意図に結びついていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 間接的に結びついている <input type="checkbox"/> 結びついていない	公の施設に指定管理者制度を導入することで、経費節減や市民サービスの向上が図られ、行政の担うべき役割分担が重点化されるため、結びついている。
	② この事業をなぜ市が行わなければならないのですか？ 税金を投入して達成する目的ですか？ <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	市が設置している公の施設に、関与することは妥当である。
B 有効性	③ 成果が向上する余地(可能性)はありませんか？ <input type="checkbox"/> 向上する余地はかなりある <input checked="" type="checkbox"/> 向上する余地はある程度ある <input type="checkbox"/> 向上する余地はほとんどない	・「市民サービスの向上」については、モニタリングの徹底や指定管理者への助言・指導、施設利用者へのアンケート結果の反映により、満足度向上の余地がある。 ・「経費節減」については、指定管理者制度導入により、一定の削減効果が図られているが、これ以上削減すると、施設の安全管理や満足度の低下、公募時に応募する団体の減少も懸念され、更なる経費節減は難しい。
	④ 廃止・休止の影響はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がほとんどない	指定管理者制度を導入せず、直営することになると、職員数がこれまで以上に必要となる。また、民間のノウハウを生かしたサービスの提供も図られているため、サービスが低下する可能性もある。
	⑤ 類似の目的(対象・意図)又は形態(イベントや啓発等)を持つ他の事務事業はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 類似の事業はない <input type="checkbox"/> 類似の事業はあるが、統合又は連携できない <input type="checkbox"/> 類似の事業があり、統合又は連携できる	類似事業がある場合の事務事業名等
C 効率性	⑥ 事務事業の手段(やり方)を工夫することで、事業費を削減できませんか？ 補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	経営診断の税理士への委託について、財政負担が大きい。経営診断には、専門的な知識やノウハウが必要であり、委託せざるを得ない。また、税理士の通常の経営診断は1件当たり5万円であるが、税理士会との交渉で4万円としていただいていることなどを踏まえ、これ以上の削減は難しい。
	⑦ 事務事業の手段(やり方)を工夫することで、人件費(延べ業務時間)を削減できませんか？ 職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ <input type="checkbox"/> 削減できない <input checked="" type="checkbox"/> 削減できる	基準価格の見積作業で、エクセル関数を活用することにより、手作業による数字の転記などの作業時間を減らすことができる。
D 公平性	⑧ 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？ また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	・本事業の対象となる公の施設の利用についての受益機会は均等である。 ・本事業の対象となる公の施設の利用料金については、受益者負担を考慮した利用料金制度となっているため、概ね公平・公正である。

7. 1次評価結果 <PLAN(Action - Plan)> (組織決定)		【参考】前年度の改革改善の方向性 継続・やり方改善					
(1) 事務事業の改革改善の方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(2) 平成29年度の改革改善の内容 (取り組むべき課題)	○	○					
(3) 平成30年度の方向性 (具体的な取組)							

8. 2次評価結果 (担当部長評価)		評価者	部局				
(1) 事務事業の改革改善方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(2) 総評							

<b>1. 基本情報</b>		事務事業コード 0107010101050301		事務事業名 消費生活相談事業	担当部 商工観光部
政策名	01	快適で魅力あるまちづくり			担当課 商工振興課
施策名	05	交通安全・防犯の推進			担当課長 谷口 隆幸
基本事業名	03	消費生活の安全性向上			グループ 商工観光政策G
予算科目目	会計	一般会計			事業期間
	款	07	商工費		
	項	01	商工費		
	目	01	商工総務費		
評価区分	標準評価	評価対象	2次評価	関連計画	特になし
<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 H 元 年度～) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 ( ~ )					
根拠法令・条例等 消費者安全法					

**2. 事務事業の概要・目的・指標 <Do>**

**(1) 事務事業の概要** (具体的なやり方、手順、詳細を記述)  
 消費者が安全で安心して消費生活が送れるようにするため、専門的知見に基づき適切で迅速な苦情の処理や斡旋を行う。また、悪質商法にだまされないように各種団体からの申請により出前講座を実施している。他にも、公民館講座での啓発講座、消費者月間パネル展、市報への掲載、FMきりしま、ケーブルTVを活用した消費生活関連情報を掲載し、注意喚起を実施している。

霧島市消費生活センター(霧島市役所 国分シビックセンター6階 商工振興課内)にて消費生活相談員2名が、平日 8:15～16:30まで受付・相談を実施している。平成29年度より、別館2階へ移転。

① 活動指標 (事務事業の活動量)	単位	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)
ア 消費生活相談開設日数	日	245	243	243	244	244
イ 市センターで受ける消費生活相談件数(延べ)	件	865	870	762	800	800
ウ 出前講座開催回数	回	13	15	8	10	12

**(2) 事務事業の目的**

② 対象 (誰、何を対象にしているのか)	③ 対象指標 (左記②対象の大きさを表す指標)	単位	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)
ア 消費生活に関連して不安を感じている人(悪徳商法等で被害を受けた者含)	消費生活に関連して不安を感じている人の数 ⇒(代替)相談者数	人	865	870	762	800	800
イ 消費生活に関連して不安を感じている人(悪徳商法等で被害を受けた者含)	消費生活に関連して不安を感じている人の数 ⇒(代替)相談者数	人	865	870	762	800	800
ウ							

④ 意図 (②対象をどうしたいのか)	⑤ 成果指標 (左記④意図の達成度を表す指標)	単位	27年度 (実績)	28年度 (目標)	29年度 (実績)	29年度 (目標)	30年度 (目標)
ア 消費生活センターに相談する	斡旋または助言した件数	件	861	850	761	780	780
イ 出前講座を受ける	出前講座受講者数	人	518	520	231	250	260
ウ							

**(3) 上位の基本事業**

⑥ 基本事業の意図 (さらにどのような成果に結びつつか)	⑦ 基本事業の成果指標 (左記⑥意図の達成度を表す指標)	単位	27年度 (実績)	28年度 (目標)	29年度 (実績)	29年度 (目標)	30年度 (目標)
ア 安心した消費生活をおくることが出来る。	消費者相談件数(県センターと市センターの相談総数)	件	1,100	1,100	1,039	1,100	
イ 安心した消費生活をおくることが出来る。	消費者相談件数(県センターと市センターの相談総数)	件	1,100	1,100	1,039	1,100	
ウ							

**3. 事務事業の環境変化・市民意見等**

(法改正や事業を取り巻く環境変化、市民や議会などからの意見等)  
 消費者被害の件数が増え、県の消費生活相談(S52年頃～)だけでは対応できないことから、H元年に旧国分市(旧6町なし)で相談窓口を設置。近年、相談件数は700件以上で推移しており、これはH20年度より消費生活専門相談員(臨時職員)を雇用し相談の質が高まったこと、補助事業等を活用しセンターの周知を行ったことが理由と思われる。平成29年度から、相談員を3名体制とした。また、国の政策目標として、人口5万人以上の市町には、見守りネットワークの構築が目標とされている。

**4. 事業費の推移**

事業費	単位	27年度 (決算)	28年度 (予算)	28年度 (決算)	29年度 (予算)	30年度 (計画)
国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
県支出金	千円	2,750	2,859	2,859	5,715	0
地方債	千円	0	0	0	0	0
その他	千円	0	0	0	0	0
一般財源	千円	2,153	2,187	2,142	2,924	0
事業費	千円	4,903	5,046	5,001	8,639	0
投入量						

**5. 平成28年度の実績及び成果**

**(1) 平成28年度の実績(取組)** <取組内容を数値等により具体的に記載> **(2) 平成28年度の成果** <左記の実績(取組)による成果を記載>

【相談件数】 762件 【広報・出前講座回数】 出前講座 8回 公民館講座(連続5回講座) 受講生27名 広報きりしま 18回 FMきりしま 9回 ケーブルテレビ 10回	相談員研修等を通し専門的知識の向上が図られ、消費生活専門相談員(特別臨時職員)の相談の質が高まった。また広報や出前講座のほか、5月に初めて消費者月間パネル展を実施し、多くの方へ向け消費者意識の啓発を図った。そのほか、昨年に引き続き、教育委員会と連携して公民館講座で消費生活に関する講座を実施したところ、周知がされてきたのか昨年度より参加者が増えた。
---	--

事務事業コード	0107010101050301	事務事業名	消費生活相談事業	担当部	商工観光部
				担当課	商工振興課

6. 振り返り <SEE(Check)>		理由
A 目的 妥当性	① この事務事業の目的は、基本事業の意図に結びついていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 間接的に結びついている <input type="checkbox"/> 結びついていない	悪質商法等で被害を受けた人を含め消費生活に不安を感じている人が、センターに相談また出前講座等を受講することで安心した消費生活をおくることができる。
	② この事業をなぜ市が行わなければならないのですか？ ・税金を投入して達成する目的ですか？ <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	国は平成16年に消費者基本法を定め、消費者の利益の擁護・増進を図るため、国・地方公共団体及び事業者の責務を消費者基本計画に定めている。消費者基本法第19条に地方公共団体が商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情処理及び紛争解決の促進に努めなければならないと記載されている。
	③ 成果が向上する余地(可能性)はありませんか？ <input type="checkbox"/> 向上する余地はかなりある <input checked="" type="checkbox"/> 向上する余地はある程度ある <input type="checkbox"/> 向上する余地はほとんどない	出前講座へ行くと、消費生活センターの認知度が依然として低い。周知方法の工夫により相談件数の増に繋がると考えられる。
B 有効性	④ 廃止・休止の影響はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がほとんどない	廃止や休止は市民の消費者被害を増大させることになる。
	⑤ 類似の目的(対象・意図)又は形態(イベントや啓発等)を持つ他の事務事業はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 類似の事業はない <input type="checkbox"/> 類似の事業はあるが、統合又は連携できない <input type="checkbox"/> 類似の事業があり、統合又は連携できる	類似事業がある場合の事務事業名等
	⑥ 事務事業の手段(やり方)を工夫することで、事業費を削減できませんか？ ・補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	次々と発生する新たな手口の悪質商法に対処するための知識習得・市民への注意喚起が必要となり、必要最小限の事業費で業務を行っているため、これ以上削減できない。
C 効率性	⑦ 事務事業の手段(やり方)を工夫することで、人件費(延べ業務時間)を削減できませんか？ ・職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	嘱託職員を雇用して、人件費を抑えているためこれ以上削減余地がない。
	⑧ 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？ また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	相談業務であり、受益者負担はなじまない。

7. 1次評価結果 <PLAN(Action - Plan)> (組織決定)		【参考】前年度の改革改善の方向性					
		継続					
(1) 事務事業の改革改善の方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
	○	○					
(2) 平成29年度の改革改善の内容 (取り組むべき課題)	平成29年度から相談員が1人増となるため、新規採用者に対する学びの機会を充実させる。また、精神的にも負担が大きい業務であるため、そのケアを行えるような体制をつくる。 加えて、高齢者が被害者になる場合が多いことから、地域の見守りネットワーク構築に向け、庁内関係課とのネットワークをつくるために、情報交換等を行うとともに、消費生活センターの認知度を高めるために、アウトリーチに啓発活動に取り組む。						
(3) 平成30年度の方向性 (具体的な取組)	平成30年度からは、県の補助金を使用できる事業が少なくなり、一般財源の負担が大きくなる。そのため、消費生活センターの機能を現状維持できるように、既存事業の見直しを図る必要がある。						

8. 2次評価結果 (担当部長評価)		評価者	部局				
(1) 事務事業の改革改善方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(2) 総評							



（参考）現大綱（第2次/改定版）

- I 行政改革大綱（第2次/改定版）の策定にあたって
- II 計画期間
- III 行政改革の基本方針
  - 1 市の担うべき役割の重点化
  - 2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構
  - 3 将来にわたり持続可能な健全財政の確立
- IV 取組項目
- V 具体的方策
  - 1 市の担うべき役割の重点化
    - (1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合
    - (2) 民間委託等の推進
    - (3) 公営企業等の抜本的な見直し・経営健全化
    - (4) 地域協働の推進
    - (5) 公正の確保と透明性の向上
  - 2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構
    - (1) 効果的で効率的な組織・機構の構築
    - (2) 定員管理及び給与の適正化等
    - (3) 人材育成の推進
    - (4) 電子自治体の推進
  - 3 将来にわたり持続可能な健全財政の確立
    - (1) 歳入確保への積極的な取組
    - (2) 歳出削減への積極的な取組
    - (3) 財政運営の適正化に関する積極的な取組
- VI 推進体制及び進行管理等
  - 1 推進体制
  - 2 集中改革プランの策定
  - 3 進行管理

新大綱（第3次）

- 【大綱の体系図】
- 1 はじめに
- 2 行財政環境の変化
  - ・人口減少・少子高齢化社会の進展
  - ・市民ニーズの多様化
  - ・厳しい財政状況
  - ・地方分権や地方創生など新たな課題
- 3 基本的な考え方
  - 基本理念
  - 基本方針
    - ・市民ニーズに対応した行政経営（質の改革）
    - ・効果的・効率的な行政経営（量の改革）
    - ・将来にわたり持続可能な健全財政の確立
  - 推進体制・推進期間
    - ・推進体制
    - ・推進期間
- 4 具体的な推進方策
  - (1) 市民ニーズに対応した行政経営（質の改革）
    - ①協働によるまちづくりの推進
    - ②事務事業の最適化（業務改革）
    - ③意識改革と人材育成
  - (2) 効果的・効率的な行政経営（量の改革）
    - ①民間活力の活用
    - ②効果的・効率的な組織づくり
    - ③ICTの活用による情報化の推進
  - (3) 将来にわたり持続可能な健全財政の確立
    - ①歳入確保への積極的な取組
    - ②歳出削減への積極的な取組
    - ③財政マネジメントの強化

## 新旧大綱の構成（取組項目編）

## 1 現大綱（第2次/改訂版）の取組項目

## 1 市の担うべき役割の重点化

- (1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合
- (2) 民間委託等の推進
- (3) 公営企業等の抜本的な見直し・経営健全化
- (4) 地域協働の推進
- (5) 公正の確保と透明性の向上

## 2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構

- (1) 効果的で効率的な組織・機構の構築
- (2) 定員管理及び給与の適正化等
- (3) 人材育成の推進
- (4) 電子自治体の推進

## 3 将来にわたり持続可能な健全財政の確立

- (1) 歳入確保への積極的な取組
- (2) 歳出削減への積極的な取組
- (3) 財政運営の適正化に関する積極的な取組

## 2 行財政環境の変化

- (1) 市民ニーズの多様化
- (2) 人口減少・少子高齢化社会の進展
- (3) 厳しい財政状況
- (4) 地方分権や地方創生など新たな課題

## 行政サービスの最適化

「新大綱の基本理念」

## 3 新大綱（第3次）の取組項目（案）

## 1 市民ニーズに対応した行政経営（質の改革）

- (1) 協働によるまちづくりの推進
  - ・地域、企業、高等教育機関等とのパートナーシップの強化 等
- (2) 事務事業の最適化（業務改革）
  - ・行政評価を活用するなど業務効率化の推進 等
- (3) 意識改革と人材育成
  - ・職員の質の向上を図るための取組 等

## 2 効果的・効率的な行政経営（量の改革）

- (1) 民間活力の活用
  - ・アウトソーシングやPFI等の検討 等
- (2) 効果的・効率的な組織づくり
  - ・定員管理計画 等
- (3) ICTの活用による情報化の推進
  - ・自治体クラウド化の検討、マイナンバーカードの普及促進 等

## 3 将来にわたり持続可能な健全財政の確立

- (1) 歳入確保への積極的な取組
  - ・自主財源の確保 等
- (2) 歳出削減への積極的な取組
  - ・経費全般にわたる節減・合理化と予算の適正な執行 等
- (3) 財政マネジメントの強化
  - ・霧島市経営健全化計画の推進、霧島市公共施設管理計画の推進 等

# 素案のポイント

## 【素案策定の前提となる考え方】

現大綱を基本としつつ、国や他自治体等の動向を踏まえ、今後ますます変化、多様化する行財政環境を見据えた新たな視点で策定。

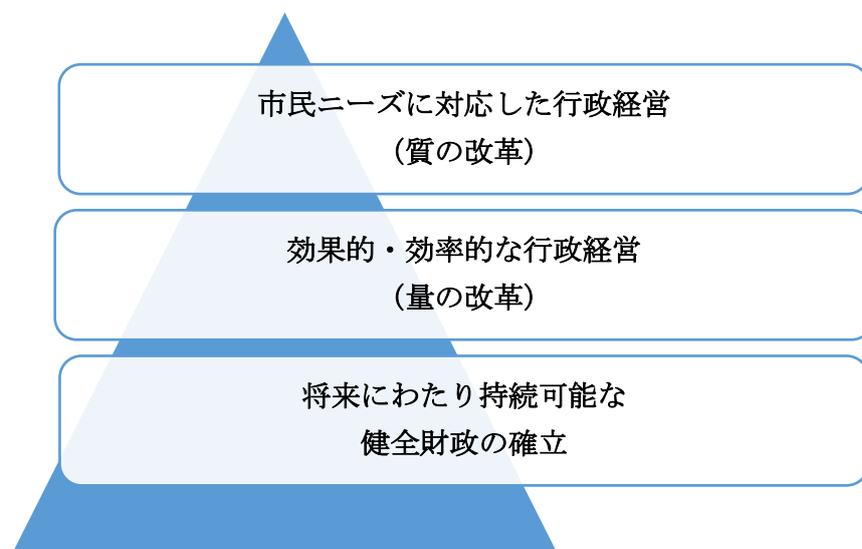
## ○基本理念の追加

これまで以上に変化する社会経済情勢、多様化・高度化する市民ニーズに対して迅速かつ的確に対応すべく、本市の行政経営・行政改革の目指す方向性を示すため、新たに基本理念を追加。

## ○基本理念「行政サービスの最適化」

厳しさを増す行財政環境の中、市民ニーズに対応した行政サービスであると同時に、限られた行政資源（財源、人材等）の最適配分により、質が高く効率的な行政経営の推進を図るために「行政サービスの最適化」を目指す。

## ○3つの基本方針



・市民ニーズに的確に対応するため、「健全財政」を堅持しつつ、これまでの「量の改革」に加えて「質の改革」を推進する。

※<sup>1</sup>「量の改革」…組織・機構の構築、定員管理、民間委託等の推進によるコスト削減など。

※<sup>2</sup>「質の改革」…多様化・高度化する市民ニーズ等に対して、迅速性かつ的確に市民の満足度を高める行政サービスを提供するための取組みなど。